

職 員 退 職 金 規 程

職 員 退 職 金 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県測量・建設コンサルタント協会就業規則第21条の規程に基づき職員の退職金について定める。

(対 象)

第2条 職員が1年以上勤続して退職した時は、この規程により退職金を支給する。

(支給元)

第3条 退職金は、中小企業退職金共済事業団（以下「事業団」という。）から支給する。

(長期間勤務・定年退職)

第4条 協会都合（業務上の傷病を含む）又は10年以上勤続して定年に達したことにより退職した場合には、前条の規定によって支給される額の3割以内を増額し、増額分は協会が直接支給する。

(共 済)

第5条 この規程による退職金の支給を確実にするために、協会は、職員を被共済者として事業団と退職金共済契約を締結する。

(掛け金)

第6条 退職金共済契約は、職員ごとに、その基本給の額と勤続年数に応じ別表第1及び別表第2に定める掛金月額合計によって締結し、毎年4月に掛け金を調整する。

(共済契約)

第7条 新たに雇い入れた職員については、規則第6条に定める試用期間を経過し、本採用となった月に事業団と退職金共済契約を締結する。

(請 求)

第8条 事業団から支給される退職金は、職員の請求によって支給する。

(懲戒解雇)

第9条 職員が懲戒解雇を受けた場合には、退職金を減額することができる。この場合、事業団から支給される退職金と減額された退職金との差額は、協会が請求することができる。

(勤続期間)

第10条 第4条の勤続期間の計算は、雇い入れた月から退職発令の月までとし、1年に満たない端数は、5ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月以上は1年とする。

(長期欠勤の場合)

第11条 休職期間及び業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤が6ヶ月を超えた期間は、勤続年数に算入しない。

(死亡の場合)

第12条 この規程による退職金は、本人に支給するもとし、本人が死亡した場合は、原則として配偶者に支給する。

(その他)

第13条 この規程は、関係法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、職員代表と協議のうえ改廃することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成元年8月1日から実施する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成30年5月11日から施行する。

別表第1 基本給月額基準

基本給月額	掛金月額
100,000円未満	2,000円
100,000円以上 150,000円未満	3,000円
150,000円以上 200,000円未満	4,000円
200,000円以上 250,000円未満	5,000円
250,000円以上	6,000円

別表第2 勤続年数基準

勤続年数	掛金月額
3年未満	2,000円
3年以上6年未満	4,000円
6年以上10年未満	6,000円
10年以上15年未満	8,000円
15年以上20年未満	10,000円
20年以上	12,000円

ただし、別表第1、別表第2の基準により算出された掛金月額合計が11,000円の場合12,000円に、13,000円の場合は14,000円に、15,000円の場合は16,000円に、17,000円の場合は18,000円に、それぞれ中小企業退職金共済法の定める掛金月額に調整するものとする。